

登録
受付中

令和4年度登録者用

令和4年度卒業予定の方又は
旭川市外に住所を有する令和元年度以降既卒の方対象

旭川市内に定着した方の

奨学金返済を 支援します！



登録受付
締切日

令和5年3月31日(金)まで
(書類必着)

対象となる
奨学金

(独)日本学生支援機構
第一種・第二種奨学金

令和4年度
から
拡充しました！

登録対象となる方

令和5年度に市内居住及び地元企業へ正規雇用により就業
する方で、次のいずれかの要件を満たす方

- 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、大学院(以下「高等教育機関」)のいずれかに在学中で令和4年度に卒業する方
- 旭川市外に住所があり、高等教育機関を令和元年度以降に卒業した方

※地元企業:旭川市内に本社又は主たる事業所の住所を有する法人又は個人事業主(公務員又はそれに準ずる法人(独立行政法人等)は対象外)

補助について

奨学金の返還金として返済した金額の1/2を年度ごとに補助します。

●1年度当たりの補助上限額(高等教育機関別)

大学	86,000円	専修学校	55,000円
短期大学	55,000円	大学院(修士)	75,000円
高等専門学校	55,000円	大学院(博士)	109,000円
複数の高等教育機関	161,000円		

※3年間で最大258,000円(大学在学中の奨学金の借入の場合)

返済補助の流れ (例) 令和4年度卒業の場合

令和6年度～3年間

※補助の対象期間が終了するまで下記③の手続きを毎年繰り返します。

令和4年度(就職する前年度)

令和5年度(就職する年度)

令和6年度

① 登録の応募



登録手続きの必要書類

- 1 登録応募用紙(様式第1号)
- 2 奨学金の借入を証する書類
- 3 在学証明書

ご利用いただくには就業の前年度に登録する必要があります。

卒業

旭川市内で
就職

※就職先時期等に要件あり

② 状況報告

補助の希望者

報告

旭川市役所

奨学金の返済

補助の希望者

返済

日本学生支援機構

③ 補助の申請

補助の希望者

申請

旭川市役所

補助金額の
確定・交付

お問合せ
登録受付

旭川市経済部経済総務課雇用労政係
〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎 3階
☎ 0166-25-7152

✉ keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp
旭川市奨学金補助 検索



登録様式や詳しい
申請内容などは
ホームページを
ご確認ください。